

新県民体育館整備事業コンストラクション・マネジメント委託業務
公募型プロポーザル実施要領

1 事業の概要

(1) 事業名

新県民体育館整備事業コンストラクション・マネジメント委託業務

(2) 事業の目的

本事業は、常に発注者の支援者としての立場に立ち、発注者の方針や意向を十分に理解した上で、新県民体育館の基本・実施設計の段階における、建設費の抑制、品質管理の徹底、発注体制の強化及び発注者の意思決定の支援等を目的とするものです。

(3) 事業内容

別添「新県民体育館整備事業コンストラクション・マネジメント委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和 10 年 9 月 30 日まで

2 見積限度額

96,635千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 審査委員会の設置

別途定める「新県民体育館整備事業コンストラクション・マネジメント委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 企画提案者の決定方法

公募型

5 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下、「候補者」という。)と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を

行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉開始日から起算して5日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

6 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエについては、その
 手続開始の決定後、知事に別に定める手続きに基づく高知県建設工事競争
 入札参加資格の再認定を受けている者についてはこの限りではありません。
 - ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項又は第19条の規定に
 基づく破産の申立てを行った者。
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続き開始の申
 立てを行った者。
 - ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法
 律第158号)に基づく更生手続き開始の申立てを行った者。
 - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続き開始の申立て
 を行った者。
- (3) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税
 を滞納していないこと。
- (4) 高知県建設工事指名停止措置要綱(平成17年高知県告示第598号)もしくは
 指名回避措置基準要領(平成17年17高建管第223号)による指名停止等
 の措置の対象となっていない者であること。
- (5) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程(平成23年訓令
 第1号)に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。また、
 同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であるこ
 と。
- (6) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく、一級建築事務
 所の登録を行い、5年以上継続して業務を行っていること。
- (7) 別途公募予定の「新県民体育館整備事業基本・実施設計委託業務」の受注
 者(協力会社を含む。)及びこれらと資本関係または人的関係にないこと。
 - ア 資本関係とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条に規定する親会社
 と子会社の関係にある場合または親会社を同じくする子会社同士の関係
 にある場合をいう。
 - イ 人的関係とは、一方の事業者の代表権を有する役員が他方の事業者の
 代表権を有する役員を兼ねていることをいう。
- (8) 日本国内で過去15年以内(平成23年度以降)に発注され、参加申込書の提

出期限までに竣工した、延床面積が 3,000 m²以上の建築物(新築、改築又は増築。(増築の場合は、増築部分の延床面積が 3,000 m²以上の建築物に限る。))に係る基本設計、実施設計、工事施工準備の各段階におけるコンストラクション・マネジメント業務を完了した実績があること。

(9) 次の条件を満たす技術者を配置できること。

ア 管理技術者

CCMJ(一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネージャー)及び一級建築士の資格を有し、類似業務について管理技術者またはチームリーダーとして実績があること。

管理技術者は、本プロポーザル参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、令和8年7月1日以前から継続しているものをいう。)を有すること。

なお、建築意匠主任技術者との兼務は可能だが、それ以外の主任技術者との兼務は不可とする。

イ 主任技術者

- ・ 建築意匠
一級建築士の資格を有し、CM業務の実績があること。
- ・ 建築構造
構造設計一級建築士または一級建築士の資格を有すること。
- ・ 電気設備
設備設計一級建築士、建築設備士または一級建築士いずれかの資格を有すること。
- ・ 機械設備
設備設計一級建築士、建築設備士または一級建築士いずれかの資格を有すること。
- ・ 建設コスト管理
建築コスト管理士、建築積算士または一級建築士いずれかの資格を有すること。
- ・ 工事施工計画
一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を有すること。

7 質疑と回答

質疑は令和8年7月 22 日(水)までに別紙様式1により持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

(1) 参加申込

ア 提出書類

- ① 参加申込書(様式3のとおり)
- ② 事業者概要書(様式4のとおり)
- ③ 類似業務実績調書(様式5のとおり)
- ④ 配置予定技術者調書(様式6-1~7のとおり)
- ⑤ 共同企業体で参加の場合
 - i 共同企業体届出書兼委任状(様式7のとおり)
 - ii 共同企業体協定書

イ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

ウ 提出期限

令和8年7月29日(水)午後5時(必着)

エ 提出先

〒780-0850 住所:高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎1階

高知県観光振興スポーツ部スポーツ課 TEL 088-821-4713

(2) 資格要件の確認

高知県観光振興スポーツ部スポーツ課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年8月4日(火)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

9 企画提案

(1) 提出書類

ア 企画提案書(正本1部、副本15部)

イ 見積書

※本業務の仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえ、業務を実施するために必要なすべての経費を算出し作成すること。(積算内訳も明示すること。)

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

(3) 提出期限

令和8年9月 11 日(金)午後5時(必着)

※提出期限以降は、提出した企画提案書等の差替え、再提出は認めません。なお、知事が必要と認めるときは、追加の資料提出を求めることがあります。

(4) 提出先

〒780-0850 住所:高知市丸ノ内一丁目7番 52 号 高知県庁西庁舎1階
高知県観光振興スポーツ部スポーツ課 TEL 088-821-4713

(5) 作成方法

ア 作成要領

- ① 企画提案書は、1者1提案とすること。
- ② 用紙はA4判縦(片面)、横書きとし、10枚以内とする。ただし、図表等を用いる場合には、必要に応じて、A4判横またはA3判(A3版1枚はA4版2枚とカウントする)での作成も可とする。
- ③ 文書を補完するための写真、イラストなどの使用は可とする。(写真、イラストなどを使用する場合はカラーコピーとする)
- ④ 文字の大きさは11ポイント(図表内は10ポイント以上)以上とする。
- ⑤ 正本はファイル綴じにせずに、クリップ等でとめること。
- ⑥ 副本は1部ごとに2穴A4判タテ型ファイルに綴じること。
※ファイルには業務名及び事業所名等の記入をしないこと。
- ⑦ 表題を付け、ページ番号を付けること。
- ⑧ 企画提案書の内容については、他からの無断転用を禁止する。

イ 記載内容

別紙「審査基準」の審査項目及び提案内容に対応するよう、分かりやすく、かつ簡潔・明瞭に記載すること。なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

10 審査方法等

- (1) 企画提案の審査は、委託業者の選定を行うために設置する審査委員会において行うものとし、提出された企画提案書に示された業務遂行能力、提案内容及び経費見積について、別紙「審査基準」に基づき、審査委員会によるヒアリング(プレゼンテーション及び質疑応答)を行います。
ア プレゼンテーションの時間は、1者あたり20分以内とします。
イ プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。
- (2) 企画提案者が1者の場合も審査を行うものとします。
- (3) プレゼンテーションを行う順番は、原則として企画提案書等の受付順とし、プレゼンテーションの具体的な日時や場所などは別途通知します。
- (4) 審査の結果は、令和8年9月18日(金)までに、全ての参加者に文書で通知

します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

11 日程

令和8年7月10日(金)	募集開始
令和8年7月22日(水)	質疑締切り
令和8年7月29日(水)	参加申込書類提出締切り
令和8年8月4日(火)	参加資格確認結果通知
令和8年9月11日(金)	企画提案書の提出締切り
令和8年9月17日(木)予定	審査委員会(プレゼンテーション等)
令和8年9月18日(金)予定	審査結果通知

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式2により提出してください。

開示・非開示の判断は様式2に基づき行うものではなく、様式2を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

13 問合せ先

高知県 観光振興スポーツ部 スポーツ課

担当者 佐竹、西森

TEL 088-821-4713

FAX 088-821-4716

E-mail 020801@ken.pref.kochi.lg.jp

14 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- ② 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ③ 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ④ 見積書記載の金額が見積限度額を超えた場合
- ⑤ 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ⑥ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ⑦ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、企画提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑧ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑨ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

15 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。
- (4) 業務委託料の支払いについては、基本設計、実施設計がそれぞれ終了した時点(基本設計は令和9年度、実施設計は令和10年度を予定)における部分払、委託業務終了時の精算払を想定しています。なお、令和8年度中の支払いは行いません。